

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

2 監査意見

機関名	監査意見	講じた措置
政策戦略本部 デジタル局 デジタル改革課	1 業務効率化投資の効果測定の実施について デジタル改革課では、業務の効率化に資するため、RPAロボット、AI会議録作成システムなどのICT技術を順次導入している。導入に当たっては、投資額（初期費用、ランニングコスト）と創出時間により人件費を換算し、費用対効果を測定している。投資額として、導入後すぐには発生しないが、システムで利用しているソフトウェアのバージョンアップにより画面構成が変わるなど、将来的に費用が発生してくることも想定される。 また、費用対効果を測定した結果、マイナスとなる可能性も否定できない。しかし、マンパワーが不足している業務の場合、経費の削減だけではなく、人材不足を補うためにICT技術の導入を進めることにも意義があるものと考えられる。 ついては、ICT技術の導入に当たっては、単なる作業時間や経費の削減に注目するのではなく、人員不足の振替などの観点から金額ベースでの有効性を議論するためにも、引き続き、初期費用、ランニングコストとこれらに対する効果を金額ベースで比較し、評価するよう努められたい。	導入したICT技術の費用等による定性・定量分析は重要と認識しており、監査意見に記載のあるとおり、既にRPA等のICT技術の活用により創出された時間をもとに導入コスト・運用コストに対する定量効果の金額ベースでの比較・分析・評価に取り組んでいる。また、ツールを導入した所属の状況をヒアリングし、県民サービス向上に繋がるような定性効果についても把握に努めている。 引き続き、導入したICT技術についてコストを含めた定性・定量効果の分析・評価を行いつつ、行政事務の更なる効率化を推進する。
総務部 行政体制整備局 人事企画課 総務課 地域社会振興部 市町村課 福祉保健部 福祉保健課 子ども家庭部 子育て王国課 生活環境部 環境立県推進課 商工労働部 商工政策課 農林水産部 農林水産政策課 県土整備部 県土総務課	2 職員の不足感、配置について 職員の配置については、職員本人の意向や各部局からの要望を踏まえて行われているが、人員不足を訴える機関が見受けられ、特に、県民サービスに直接携わる機関においては、職員数や専門的業務の経験年数、年齢構成などの面から職員の不足感が強まっている。併せて、本庁も含めた多くの機関で、心身に疾患があり配慮を必要とする職員が職員定数を満たす形で配置されている現状があり、配置後、配慮が必要な職員本人の心身の不調や周囲の職員の負担増加に伴う疲弊などにより職員定数に見合ったマンパワーが発揮できていない機関が見受けられる。また、今年5月の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い業務が平常化し、これまで実施を見送っていた事業の再開や新規事業の展開による人手不足感があるとの意見も多く聞かれたところである。 一方、教員不足は全国的な問題であり、県立学校においても、特に専門高校等の専門的な人材の確保に苦慮しているとの意見が多く聞かれたところである。	【人事企画課】 これまで円滑な行政運営のため、各部等からの聞取り及び職員本人からの申し出を踏まえながら適正な人事配置が行えるよう取り組んできたところであるが、地方機関等において人員不足感があることは認識している。 引き続き病気や出産・育児のため休職した場合には、代替職員（正職員、再任用職員、会計年度任用職員）等の配置により対応を行い、多忙感・人員不足感の解消に努めるとともに、本人の希望を踏まえ、地方機関との意見交換や各部からのヒアリングを実施しながらより一層、関係者等の意見が反映できるよう丁寧な人事配置に取り組み、人事配置で解決可能な課題は令和6年4月1日付人事異動に反映した。 ○東部庁舎との意見交換会 日時：令和5年10月30日実施 ○西部総合事務所との意見交換会 日時：令和5年11月20日実施 ○知事部局全職員への意向調査 日時：令和5年11月～12月実施

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
教育委員会 教育人材開発課	については、多忙感・人員不足感が継続している機関ごとの実情を直接聞き取るなど、年度中途においても実態の把握に努め、必要に応じて職員配置の見直しや同様の事務の処理に当たって他地域を所管している機関の創意工夫が共有されていない場合には助言を行うなど、可能な解消策を進められたい。併せて、本庁も含め、心身の疾患等により配慮が必要な職員を職員定数内で配置する場合、配置後の機関の状況を詳細に確認し、状況に応じて適切に対応されたい。 また、専門高校等における専門的人材を確実に配置するため、広く人材情報を収集・活用するとともに、採用条件の見直しなども必要に応じて行われたい。	○各部からの各所属の意向聞取り 日時：年末～年始にかけ順次実施 ○個別所属訪問及び意見交換会 日時：夏頃から順次実施中 ○児相と副知事等との意見交換会 日時：第1回:令和5年5月29日実施 第2回:令和6年1月29日実施 第3回:令和6年6月3日実施 【総務課】 電気技師及び機械技師については、仕事説明会の開催等、採用者の確保に向けて取組を進めてきたが、民間企業を志望する学生等が多い中、募集を「大卒程度」として実施していることなどから、完全には募集人員を満たすことが困難な状況が続いている。 現時点で育児休業を取得している職員があるものの、概ね必要な職員数は確保できており、各所属と随時意見交換を行い、実情の把握に努めている。 採用者の確保に向けて、影響が懸念される業界団体と協議の上、令和6年度から電気技師について「高卒程度」の枠を追加して募集を行うこととしたほか、電気技師及び機械技師の「大卒程度」の受験資格を見直し、高等専門学校及び短期大学卒業者（卒業見込み含む）を受験可能とした。 また、引き続き人員の不足感、職員の多忙感がないか随時各所属と意見交換を行っていく。 【市町村課】 文化財主事職については、全体で年度ごとに1名前後の過不足が生じることはあるが、人数の面では、各所属とも最低限必要な規模を保っていると考えている。 ただし、業務的には、近年は文化財の活用面での業務が増加しており、従来、文化財保護行政や調査研究を主に行ってきた文化財主事職にとっては多忙感が強まっている。 限られた人数でもあり、各職員の適性などをよく把握して配置するようにしている。 また、特に教育委員会から知事部局移管後は、広報や観光などの面で各所管課の協力を迅速に得られることもあり、文

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
		化財主事職も文化財活用面での業務に習熟するよう努めている。 なお、配慮が必要な職員については、可能な限り本人が慣れ親しんでいる所属や業務内容で力を発揮できるようにして、周囲の負担増を極力回避している。 【福祉保健課】 当部所管の職種においては、概ね定数に沿った配置を行っているところであるが、当初予算に加えて補正予算により措置する事業の増加等もあり、年度途中の急な退職等による一時的な欠員、心身の故障、子育て、介護等、配慮を要する職員へのフォロー等に係る人的対応には限界があり、これらが職員の不足感の一因だと考えられる。 経験年数や年齢構成については、本人の特性、家庭事情、人材育成上の理由等から、経験年数の浅い職員や若年層の職員を一定数配置せざるを得ない所属もあり、それらが業務量等の他の要因と重なった結果、例えばベテラン職員への負担が集中するなど、不足感に影響している可能性がある。 各所属の実態の把握については、随時状況を聞き取っており、年度中途での人的対応が必要な所属に対しては、人事企画課とも調整の上、他所属からの応援も含め、可能な限り柔軟な人事配置を行っているところ。 また、専門職の採用にあたっては、採用試験の情報の関係機関等への提供、人事委員会主催の仕事説明会への参加、各所属での職場見学の受入のほか、採用試験の年齢要件の引上げ等により受験者の確保に努めている。 今後も職員の不足感に対応するため、必要な対応を行っていく。 ※上記処理方針については措置済であるが、状況が改善するには取組の継続や新たな取組等も必要になると考えられるため、引き続き必要な対応を行っていく。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
		【子育て王国課】 当部においては、概ね定数に沿った配置を行っているところであるが、当初予算に加えて補正予算により措置する事業の増加や年度途中の急な退職等による一時的な欠員、心身の故障、子育て、介護など配慮を要する職員へのフォロー等周囲の職員に係る負担が大きく、これらが職員の不足感の一因だと考えられる。 本人の特性、家庭事情、人材育成上の理由等から、経験年数の浅い職員や若年層の職員を一定数配置せざるを得ない所属もあり、それらが業務量等の他の要因と重なった結果、例えばベテラン職員への負担が集中するなど、不足感を増している。 各所属の実態の把握については、随時状況を聞き取っており、年度中途での人的対応が必要な所属に対しては、人事企画課とも調整の上、他所属からの応援も含め、可能な限り柔軟な人事配置を行っているところ。 また、専門職の採用にあたっては、採用試験の情報の県内外養成機関ほか関係機関等への提供、人事委員会主催の仕事説明会への参加、各所属での職場見学の受入や、採用試験の年齢要件の引き上げ等により受験者の確保に努めている。 就職を希望する者においては、採用された後の自身の人材育成やキャリアアップに関する充実度も就職先を検討するにあたっての重要な要素であるため、令和6年度に見直した社会福祉職の人材育成方針において、職員のキャリアビジョン形成を重視した人事異動への反映、専門性を高めるための研修の充実と資格取得の奨励等を明記した。 今後も職員の不足感に対応するため、各所属の意見を聞きながら必要な対応を行っていく。 ○児相と副知事等との意見交換会 日時：令和6年6月3日実施 ○療育機関と副知事等との意見交換会 日時：第1回：令和6年8月30日実施 第2回：令和7年1月16日実施

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
		【環境立県推進課】 獣医師などの一部の職種では、職員採用が非常に困難な状況となっている。 人事配置に際しては、各所属の意見、職員の希望も踏まえながら、適材適所の配置を心掛けているが、必ずしも希望に添えない場合もある。 職員採用では、職員募集の広報、大学訪問、インターンシップの受入、仕事説明会でのPRなどの取組を引き続き積極的に行う。 総務部および人事委員会事務局と調整の上、令和7年度の採用試験から「総合化学（食品衛生コース）」の資格要件を見直し、従来の資格要件に加え、その他薬剤師、獣医師等法令に規定されているものいずれかに該当する者（例：大学等で薬学、農芸化学等所定の課程を修めて卒業した者）についても受験を認めることとした。 人事配置では、職場や職員の意見を踏まえながら、公務が適切に行える体制を目指す。 職員の健康管理の観点から、特定の職員に業務が集中しないよう各所属、部全体で適切な労務管理に努める。 【商工政策課】 職業訓練指導員については、産業人材育成センターの職員定数に沿って必要な配置を行ってきている。 引き続き、実情を踏まえながら適切な人員配置を行い、産業人材育成センターの各訓練科を適正に運営していく。 【農林水産政策課】 これまで円滑な行政運営のため、各機関等からの聞取り及び職員本人からの申し出を踏まえながら適正な人事配置が行えるよう取り組んできたところであるが、地方機関等において人員不足感があることは認識している。 令和5年度中途に生じた病気や出産・育児のため休職した際には、代替職員（正職員、会計年度任用職員）等の配置により対応を行い、多忙感・人員不足感の解消に努めた。 また、令和6年4月1日の定期異動

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
		において、本人の希望を踏まえ、地方機関との意見交換を実施し、関係者等の意見が反映できるよう丁寧な人事配置に取り組んだ。 【県土総務課】 土木系の就職は、ゼネコンなどの民間企業が積極的に採用活動を展開しており、新規採用職員（土木）の確保に苦慮している。そのため、土木職においては採用予定者数を確保できておらず、欠員が生じている状況であり、人員不足となっている。 また、大規模な災害等も毎年のように発生しており、通常業務に加えて災害の応急・復旧などの対応も行うこととなり、さらに多忙感・人員不足感が増している。 県土整備部では、職員の人員配置に当たり、各所属からヒアリングを実施しており、当該ヒアリングを通じて、所属の状況や配慮が必要な職員の状況等の情報共有を図っている。心身の不調等の支障が生じた場合においては、各所属と情報を共有しつつ、業務に支障が生じないよう正職員、会計年度任用職員等の配置も含めた対処方法の検討、人事企画課への報告・協議等を行っている。 また、人材確保のため、人事委員会等と連携し、採用条件や試験制度の見直しなどに取り組み、令和6年度実施の採用試験においては土木職（早期枠）を実施するなどの改善を図った。 【教育人材開発課】 受験者の量的・質的確保の困難性を受け、平成27年度（平成26年度実施）選考試験から特別免許状を活用した採用に係る特別選考を導入しているが、令和7年度（令和6年度実施）選考試験における当該特別選考の対象試験区分・教科に、「情報」を追加した。 また、令和8年度（令和7年度実施）選考試験における当該特別選考の対象試験区分・教科に、高等学校教諭「福祉」を追加するとともに、受験資格に係る実務経験年数を見直す（「15年間で7年以上の実務経験」から「5年間で3年以上の実務経験」）こととしている。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
福祉保健部 ささえあい福祉局孤独・孤立対策課 健康医療局健康政策課	3 メンタルヘルス対策について メンタルヘルス不調は、誰にでも起こりうる身近な問題である。現在県が実施しているメンタルヘルス対策は、自死対策、ひきこもり対策、精神医療体制の充実が中心であるが、その段階に至るまでに、自分自身でできるメンタルヘルス対策が重要である。 保健所や市町村では、事業所や地域住民を対象に、規則正しい生活習慣や睡眠の上手な取り方など、セルフケアに関する研修会を実施している。 また、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づくストレスチェック制度では、労働者が50人以上いる事業所にストレスチェックを義務付けており、次のような流れになっている。 ストレスチェックの実施 →面接指導の実施と従業員上の措置 →職場分析と職場環境の改善 ストレスチェックは、労働者が自分のストレスの状態を知ることによってストレスをためすぎないように対処したり、会社側が仕事の軽減などの措置を実施したり、メンタルヘルス不調を未然に防止するために有効な仕組みであるが、ストレスチェックの結果を事業所がどのように活用しているのか、県において総合的に把握している部署はない。 については、各関係機関が行っているストレスチェックの実施に関する創意工夫や結果の活用策を相互に共有し、県民全体のメンタルヘルスの健全性向上やセルフケアの充実に資するよう、県として取組を進化・深化するよう取組まれたい。	【孤独・孤立対策課、健康政策課】 県においては、保健所が実施する研修会の開催前に、事業所等で実施しているストレスチェック等の取組を把握している。 県と協会けんぽ鳥取支部が「社員の健康づくり宣言」事業所の優れた取組を表彰・広報する「健康経営マイレージ事業」において、新たに「メンタルヘルス部門」を創設し、優れた取組の表彰・広報を通して、事業所のメンタルヘルス対策の向上を図るほか、事業所のストレスチェック制度を所管する鳥取労働局と効果的な取組について意見交換した。
福祉保健部 感染症対策局総合調整課 教育委員会 小中学校課 特別支援教育課 高等学校課 体育保健課	4 新型コロナウイルス感染症対策の知見の記録活用とマニュアル等の見直しについて 新型コロナウイルス感染症への対応は組織によって様々であり、補助金について段階的に制度に改良を加え利用しやすくしていったという所属もあれば、発生した問題や対応した職員の意見を取り入れ業務マニュアルを随時改正していった所属もあった。 新型コロナウイルス感染症は、今年5月に5類感染症に移行し、県の各組織も概ねパンデミック以前の平常時に戻っている状況と思われるが、今後同様の状況が起きた時の参考とするためにも、新型コロナウ	【総合調整課】 新型コロナウイルス感染症への対応については、業務毎にデータベース等を作成し、そのデータベースを活用しながら効率的に日々の業務の対応を行っていた。 新型コロナ対応における医療提供体制、感染防止対策の分野を中心に、年度内に、県内医療関係者等からもご意見を伺った上で、取組状況や課題、成果等について総括した資料をとりまとめた。 また、新型コロナ対応において使用したデータベースや、マニュアル等の資料についても、次のパンデミック発生時の業務の参考にできるよう、適切に保存し

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
	イルス感染症に対する対応や意見等は、貴重な記録として保存すべきものと考え る。 ついては、将来、新たな感染症のパンデミックが生じた際の対策検討に活かすため、新型コロナウイルス感染症への対策、直面した課題や対応等について記録し、そこで得られた知見や今後の教訓等を組織的に引き継がれたい。 また、パンデミックの状況下で各組織が業務を継続するために行った対応や担当職員の経験、気づき、工夫等を反映した業務マニュアルやデータベース等は保存し、次のパンデミック発生に備えられたい。	ている。 【小中学校課、特別支援教育課、高等学校課、体育保健課】 将来新たな感染症が発生した際の取組に活かせるよう、新型コロナウイルス感染症に対する県の対応等について整理し、そこで得られた知見や教訓を保存している。 ○新型コロナウイルス感染症への対応については、文部科学省の通知や県の方針等に基づき、以下のとおり適時ガイドライン等の見直しを行ってきたところであり、その見直しの経緯・内容の記録は、紙文書、DB等で保存し、活用できるようにしている。 また、新型コロナウイルス以外の感染症にも日々細心の注意を払い、以下のガイドライン等を実地点検や研修等に活用している。 ・「鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」（23回改訂） ・「鳥取県市町村（学校組合）立学校新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」（16回改訂） ・「鳥取県文化庁活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」及び「大会（定期演奏会等の発表会を含む）への参加及び大会実施におけるガイドライン」（16回改訂） ・「鳥取県運動部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」及び「大会への参加及び大会実施におけるガイドライン」（16回改訂） ・「学校寮における新型コロナウイル

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
		ス感染症対策ガイドライン」(2回改訂) ・政府から発信される最新情報や県内の感染状況等を踏まえて決定した感染防止対策や教育活動別の制限等について、随時、各県立学校や市町村(学校組合)に文書通知 ○機能別クラスターチーム(学校対策チーム)における新型コロナウイルス感染症の検査調整や、クラスター発生時には保健所クラスターチームに同行して現地確認をし、原因究明と再発防止について改善指導・助言を行う等して、そのノウハウを蓄積・伝達しながら対処してきたとともに、担当職員の意見を聞き対応の改善を図った。 ○新型コロナウイルス感染症対策の検証作業として、緊急事態宣言、クラスター対策の経緯・取組の概要、変遷、取組詳細、取組成果・実績、課題・問題点・展望等を整理した。(知事部局が集約) ○感染拡大防止に係る即応体制の維持については、引き続き上記ガイドラインの内容を踏まえ、学校との連携を密にしながら、適宜、学校の実情に応じた対策を講じるとともに、今後、改訂予定とされている「鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、教育委員会独自の対応マニュアルを作成し、周知を図る。 ○児童生徒の学習面や心理面への影響について、教職員を対象に研修会を開催し、専門医による「コロナ禍での子どもたちの心の変化」について講義をいただき、その対応方法等についての理解を図った。 ○児童生徒の学習面や心理面等への影響及びその対応について、県立学校、小中学校の調査を行い、その結果を保存・共有している。 ○今後も国の動向や県の方針を踏まえながら、新型コロナウイルス感染症への対応に係る経験や記録の活用を図っていく。また、子どもたちの抱える健康課題について、現場の実態等を踏まえながら内容を選定し、実施していく。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
会計管理部 会計指導課	(1) 現金及び金券類の管理について ア 保管場所について 会計規則第91条において、鍵は出納員等が保管することとされているが、鍵をこれらの職員以外が管理している事例や、鍵の管理自体をしていない事例が見受けられた。 ※この項目において、「出納員等」とは、会計規則第91条第1項に規定する会計管理者、出納員又は分任出納員並びに同条第4項で同条第1項が準用される資金前渡を受けた職員をいう。 ＜出納員等以外が鍵を管理していた機関＞ 中部療育園 ＜鍵の管理自体をしていなかった機関＞ 博物館 ※明確な管理者が定められておらず、鍵保管ボックスに保管し、誰でも利用できる状況となっていた。 また、郵券類については、「郵券類（切手、はがき等）の取扱いに関するQ&A」において、現金に準じて施錠できる保管庫等で保管することとされているが、施錠できる保管庫等で保管していない事例が見受けられた。 【参考】郵券類（切手、はがき等）の取扱いに関するQ&A（抜粋） （問10）郵券はどのように保管、管理すればよいか。 （答）郵券は、物品規則上金券類として整理されているので、現金に準じた取扱いが必要です。 具体的には、使用する職員に交付するとき以外は、施錠のできる保管庫等で保管するなど、紛失、盗難防止に注意する必要があります。 なお、受払簿の簿冊のファイルに挟んで管理している事例が見受けられますが、落下による紛失や他の簿冊に混ってしまう虞もあるので、十分注意してください。 ＜施錠できる保管庫等で保管していなかった機関＞ 消防防災課、健康政策課 については、現金を保管する金庫等の鍵は出納員等が保管するよう徹底されたい。 また、金券類も、紛失、盗難防止のため、施錠できる保管庫等で保管されたい。 イ 金庫等の保管物について 金庫等に経緯不明の現金が保管されている事例や、金庫等に何が保管されているのか正確に把握されていない事例が見受けられた。 ＜経緯不明な現金が保管されていた事例＞	所属の管理体制等の不備が原因である。 金庫等の鍵の管理や保管物の定期的な確認など、所属における現金及び金券類の管理の適正化について令和6年1月31日に全所属あてに周知し、徹底を図った。あわせて、業務適正化の取組に係る未然防止策に現金及び金券類の適正な管理に係る事項を追加した。令和6年度の会計実地検査において実施状況を確認する。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見		講じた措置
	機関名	金額	
	関西本部	5,525円	
	農業試験場	1,811円	
	＜金庫の保管物を把握していなかった機関＞ 埋蔵文化財センター そのような状況下では、不正や紛失等の発生や、仮に不適切な事案が発生していても覚知是正が困難になるなど、様々なリスクが存在することとなる。 については、金庫等に経緯不明な金銭等が保管されることがないように、定期的に棚卸しを実施するなど、保管物の状況確認をより一層徹底されるとともに、不適切な事案を覚知したときには、直ちに是正措置をとるよう指導されたい。 また、現金及び金券類の取扱いについては、取扱担当者の管理状況を上司が点検するなど、牽制機能が働く管理体制の徹底を図られたい。 （２）出納員の引継目録の作成について 会計規則第 172 条において、出納員の交替があった場合においては、前任者は引継目録を作成して後任者に引き継ぐこととされているが、引継目録の作成をしていない機関が複数あった。 ＜引継目録を作成していなかった機関＞ 埋蔵文化財センター、健康政策課、企業支援課、西部総合事務所県民福祉局、会計指導課、企業局、企業局東部事務所、厚生病院、教育人材開発課、人権教育課 会計事務制度所管課においても職員が規定を十分に認識して実践していなかったことは憂慮すべき事態である。 しかしながら一方で、多くの機関で出納員の引継目録が作成されていない状況に鑑みると、引継事務が確実に実行されたかどうか組織として確認する必要があると考える。しかるに、会計規則第 173 条では出納機関については引継ぎを終えたことを所属の長に報告することとされているが、出納機関以外については規定されていない。 については、引継目録による引継ぎに加えて、所属長へ引継ぎの報告をするなど、引		
	所属の出納員等の引継に係る規定の理解不足が原因である。 出納員等の引継目録の作成については、地方自治法等の法令の規定はないことから、会計規則から削除する改正を行った（令和 6 年 3 月 29 日付）。また、出納員等が管理している現金や通帳等の引継ぎが適切に行われるよう、出納員等の引継ぎに係る規定を運用方針に追加し、周知した（令和 6 年 3 月 29 日付）。 （参考） 「出納員の引継目録の作成」は、県会計規則制定時から規定されている。制定された経緯は、当時の地方自治法施行令第 125 条において、特別職である出納長に係る事務引継（目録の調製等）が規定されており、地方自治法第 171 条に基づき事務の委任を受けた出納員についても、直接、法令上の根拠規定はないが、事務引継（目録の調製等）が必要と考え、規定したものと推察される。 しかしながら、平成 18 年自治法改正において、特別職の出納長が一般職の会計管理者となったことにより、特別職であるがために設けられた施行令第 125 条は削除された。これにより、出納員の事務引継を会		

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
	継ぎが確実に行われるよう、関係規定の見直しを検討されたい。その上で、関係規定について、周知徹底を図られたい。 (3) 所属で開設管理する口座について ア 関係規定の周知について 所属で開設管理する口座について、次のような状況が見受けられた。 (ア) 所属長による口座の検査及び記録について 所属で管理する口座については、所属開設口座取扱要領により、令和4年度までは年1回以上所属長が口座を検査し、その状況を記録しておくこととなっていたが、これらを行っていない機関が多数あった。 これは、担当者及び上司の関係規定の認識不足が要因と考えられるが、近年使用していない口座のため通帳の検査等をしていないという事例も見受けられた。 また、令和5年度からは月1回以上所属長が口座を検査し、その状況を記録しておくこととなったが、規定の改正を認識している機関は多くはない状況であった。 (イ) 通帳名義の変更について 所属開設口座取扱要領において、異動等により口座開設者に変更が生じたときは、直ちに通帳名義及び銀行取引印の変更手続を行うこととされているが、これらの手続を行わず、通帳名義が前任者のままとなっていた事例が見受けられた。 (ウ) 資金前渡受領口座について 職員に資金前渡経費を交付する際に、所属の資金前渡受領口座に振り込んでから職員に交付している事例があった。会計規則第70条運用方針において、資金前渡経費は、資金前渡受領者の旅費等振込口座へ直接振り込むことができるとされており、不効率な事務手続となっていた。 (エ) 前渡資金受払簿について 口座名義人とは別の資金前渡受領者が支払う資金前渡経費については、「前渡資金等受払簿」で管理すべきであったが、出納機関に指定されていない隔地機関において資金を管理する「前渡資金出納整理簿」を使用していた。	計規則に規定する必要性は失われている。 所属で開設管理する口座に係る関係規定の所属の認識不足が原因である。 所属長による定期的な検査、通帳名義の速やかな変更など、所属で開設管理する口座の管理の適正化について令和6年1月31日に全所属あてに周知した。また、人事異動時期に口座開設者の変更手続を行うよう周知し、徹底を図った。あわせて、業務適正化の取組に係る未然防止策に、口座等の適正な管理に係る事項を追加した。令和6年度の会計実地検査において実施状況を確認する。 また、制度等の改正を通知する際には、内容が理解されやすいよう、改正理由を記載するなどの工夫を行う。 (参考) 県費外会計等取扱ガイドライン(マニュアル)にも管理体制に係る事項は規定されていない。新たな標準マニュアルは作成せず、通知及び業務適正化の未然防止策への位置付けにより周知徹底を図ることとしたい。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
	以上のような状況が見受けられたことから、関係規定に基づく適正な処理について周知徹底を図るとともに、規定の改正を周知する際には、単に改正後の規定を通知するに留まらず、改正理由を記載するなど、内容が理解されやすいよう工夫をされたい。 イ 管理体制の構築について 所属で開設管理する口座の通帳については、関係規定には保管場所など詳細な管理方法までは規定されていないことから、各機関の慣例等により管理されている場合が多いと考えられる。このため、組織改正や出納責任者の異動が繰り返されることにより従来の慣例が不明確になるなど、管理不十分な状況となる恐れがあるので、標準的な取扱方法を明文化しておくことが望ましいと考える。 については、通帳など厳正に取り扱う必要のあるものについて、一連の取扱方法を具体的に示した標準マニュアルを整備することを検討されたい。 併せて、通帳についても組織内で相互に牽制が働く管理体制となるよう対応され、さらに、目的を達成し不要となった口座については速やかに閉鎖するなど、適切な口座管理体制が構築されるよう図られたい。	
教育委員会 教育総務課	イ 管理体制の構築について 所属で開設管理する口座の通帳については、関係規定には保管場所など詳細な管理方法までは規定されていないことから、各機関の慣例等により管理されている場合が多いと考えられる。このため、組織改正や出納責任者の異動が繰り返されることにより従来の慣例が不明確になるなど、管理不十分な状況となる恐れがあるので、標準的な取扱方法を明文化しておくことが望ましいと考える。 については、通帳など厳正に取り扱う必要のあるものについて、一連の取扱方法を具体的に示した標準マニュアルを整備することを検討されたい。 併せて、通帳についても組織内で相互に牽制が働く管理体制となるよう対応され、さらに、目的を達成し不要となった口座については速やかに閉鎖するなど、適切な口座管理体制が構築されるよう図られたい。 加えて、県立学校において保管している県費以外の通帳については、県費外会計等	県費外会計等取扱ガイドライン（マニュアル）（以下「ガイドライン」という。）では、通帳管理について「会計担当者以外の者が行うなど、常に出入金の状況を会計担当者以外の者が確認できる状況で管理すること」とあるが、実際には会計担当者と通帳管理者が同一という事例があった。 令和5年4月21日に、各県立学校にガイドラインに沿った適切な取扱いをしているか、通帳の管理状況等の点検を依頼し、対応が不十分な学校については管理体制の改善を行うよう指示した。また、教育委員会が行う業務適正化（内部統制）に係る教育行政監察の実地点検では、県費外会計についても実施しており、令和5年度及び令和6年度は6月から9月にかけて全県立学校（32校）を対象に通帳の管理状況を含めて点検を行い、どの学校も適切に通帳を管理していることを確認した。 今後も、県費外会計の事務処理に係る

令和４年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
	取扱ガイドライン（マニュアル）（平成 18 年 11 月 13 日付第 200600114823 号鳥取県教育委員会教育長通知）により適正な事務処理が図られているが、組織内で相互牽制が働く管理体制が確保されるよう一層徹底されたい。	相互チェック・管理体制が各学校内において構築されているか、当課としても実地点検での確認を徹底していくこととしている。
総務部 物品契約課	５ その他意見 注油手続の利便性向上について 給油所の減少やセルフサービスの給油所の増加に伴い、注油券が利用可能な給油所が減ってきていることから、セルフサービスの給油所でも給油できる仕組みを構築してほしいとの意見が聞かれた。 ついては、現状では利用できないセルフサービスの給油所でも給油可能となるよう検討されたい。	現行でも利用可能な法人向けクレジットカードの活用を周知し、利便性の向上を図る。 現行の注油券方式は特別会計により物品請求及び支払事務を集約化し効率化が図れているため、引き続き併用していく。